平成２７年（フ）第５２７９号
大阪府茨木市庄１丁目26番15号　ボア・ヴィラージュ306号
債務者　髙田　周子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３３７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目16番19号　かつらぎ荘102号
債務者　戸井田直久
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６９号
大阪府大東市北条７丁目13番21号
債務者　中島　隆宏
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６９号
さいたま市大宮区宮町４丁目114番地１　マザーテラス401、旧住所埼玉県鴻巣市宮地１丁目２番31号
債務者　織田　恵
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９６号
埼玉県上尾市大字上1234番地３　アーバンハイツ103、旧住所埼玉県桶川市大字川田谷4160番地の23
債務者　松井　靖彦
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４７号
さいたま市見沼区大字蓮沼246番地　ハイツアクシア202
債務者　大谷　薫
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７６号
埼玉県越谷市東越谷４丁目29番地９　小島荘105
債務者　小林　正
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８４号
埼玉県春日部市栄町１丁目136番地　パティーナ春日部203号
債務者　工藤　仁
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８６号
埼玉県草加市谷塚町1476番地20
債務者　ラフィーク沙絵美（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2036番地１　ボンメゾン石塚205
債務者　相浦　幸代
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
埼玉県三郷市泉１丁目７番地６　パークコート・ケンエイ201
債務者　村本　祐輔
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６４６号
千葉市中央区椿森５丁目11番５－205号、申立時の住民票上の住所千葉市中央区星久喜町1003番地４　メゾンド・フラワー203号
債務者　宮崎　活二
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８３号
千葉県船橋市北本町２丁目57番28号
債務者　小林　良碩
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４３７号
川崎市麻生区千代ケ丘９丁目２番６号　テラスハウス　２－２
債務者　金久保和子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
川崎市幸区南加瀬１丁目３番４－302号　ドリームハイツニト
債務者　重　和幸
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
川崎市多摩区生田２丁目19番17号　コーポリバーサイドⅡ　205
債務者　日野　亜季
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５７０号
川崎市多摩区東生田２丁目１番23号　リチェモンテ向ヶ丘　Ｂ－７
債務者　新宮　攝幸
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係